

令和7年第10回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年12月4日(木)
開会時刻：10時00分 閉会時刻：11時00分
2. 早島町役場 2階 第一会議室
3. 出席委員
1番 高島 正人
2番 栗坂 一郎
3番 林 正
4番 原 勝
5番 安原 輝夫
6番 日笠 太(会長)
8番 増田 利之
9番 佐藤 周二
10番 片岡 正夫
推進委員 佐藤 省三
4. 欠席委員
7番 眞鍋 和崇
5. 傍聴人数
なし
6. 議事日程
議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第14号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
7. 農業委員会事務局員
事務局長 安原 隆治
書記 片山 理恵

事務局長（安原 隆治君）

ただいまから令和7年第10回早島町農業委員会を開会いたします。
はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員9名、欠席委員1名
でございます。農業委員会等に関する法律第27条の規定により、在任委員の過半数
の方がご出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたし
ます。

それでは、以降の議事進行につきましては日笠会長によりしくお願いいたします。

議長（日笠 太君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名し
てよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（日笠 太君）

それでは、議事録署名委員は、10番の片岡 正夫委員、1番の高島 正人委員に
お願いします。

【両委員了承】

議長（日笠 太君）

それでは、日程1の議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
議題といたします。

なお番号1について、9番の佐藤 周二委員は利害関係人でありますので、佐藤委
員には一時退室を求めます。

【佐藤委員退室】

議長（日笠 太君）

それでは、事務局、説明してください。

事務局（片山 理恵君）

議案書2ページをご覧ください。議案第13号 農地法第3条の規定による許可申
請についてご説明いたします。

番号1について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は前潟字拾一ノ割●
●●番●、●●●番●、●●●番●、地目が田、合計3筆で面積が合計6,619㎡
です。譲渡人は早島町早島●●●番地の●● ●●さん、譲受人は早島町早島●●●
番地の●● ●●さんです。申請事由は贈与によるものです。位置図は3ページです。

説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を5番 安原 輝夫委員からよろしくお願ひします。

5番（安原 輝夫君）

12月1日に現地確認を行いました。場所は早島駅の東の踏切の北と南の両方になります。今まで●● ●●さんがちゃんと稲を植えておられました。ここで贈与されて、娘さん夫婦が神戸から戻ってきて、あとを引き継がれるということですので、贈与について全く問題ないと思います。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第13号・番号1については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第13号・申請番号1については許可されました。ここで、佐藤委員の入室を認めます。

【佐藤委員入室】

議長（日笠 太君）

続いて議案第13号・番号2を議題といたします。なお、番号2については8番 増田 利之委員は利害関係人でありますので、増田委員には一時退室を求めます。

【増田委員退室】

議長（日笠 太君）

それでは、事務局、説明してください。

事務局（片山 理恵君）

引続き議案書2ページをご覧ください。議案第13号・番号2について、権利の種類は使用貸借権の設定です。農地の所在は早島字金池田●●●番●で、地目が田、面積が1,065㎡です。貸付人は早島町早島●●●番地●の●● ●●さん、借受人は早島町早島●●●番地●の●● ●●さんです。申請事由は、貸付人は労力不足、借受人は増反によるものです。位置図は4ページです。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を3番 林 正委員からよろしくお願ひします。

3番（林 正君）

12月3日に現地確認を行いました。貸付人の息子さんが県外に出張になり、作る人がいなくなって困っていたところ、●●さんに小作人を探してもらうように頼んでいたが、誰もおらず●●さんが受けてくれたので助かっていますとのことでした。続けてできるので問題ないと思います。三方が川で入口が狭いんです。それで●●さんが近いから仕方ないからということで受けてくれました。以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第13号・番号2については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第13号・番号2については許可されました。
ここで、増田委員の入室を認めます。

【増田委員入室】

議長（日笠 太君）

続きまして、議案第13号・番号3及び番号4を議題といたします。
それでは、事務局、説明してください。

事務局（片山 理恵君）

引続き議案書2ページをご覧ください。議案第13号・番号3について、権利の種類は使用貸借権の設定です。農地の所在は早島字金池田●●●番で、地目が田、面積が582㎡です。貸付人は早島町早島●●●番地の●● ●●さん、借受人は早島町早島●●●番地の●● ●●さんです。申請事由は、貸付人は労力不足、借受人は増反によるものです。位置図は4ページです。

続いて議案第13号・番号4について、権利の種類は使用貸借権の設定です。農地の所在は早島字老丁田●●●番●、早島字老丁田●●●番●、早島字関当●●●番●で、地目が田、合計3筆で面積が5,692㎡です。貸付人は早島町早島●●●番地の●● ●●さん、借受人は早島町早島●●●番地の●● ●●さんです。申請事由は、貸付人は労力不足、借受人は増反によるものです。位置図は4ページです。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を8番 増田 利之委員からよろしくお願ひします。

8番（増田 利之君）

12月1日に現地確認を行いました。●● ●●さんが耕作される場所は東側に山陽自動車道、西側に総合流通センターの中間に位置します。現況は毎年きれいに耕作されている農地で、引き続き耕作されることについてなんら問題はないと思います。

●● ●●さんが受けられる場所についても12月1日に現地確認を行いました。ここは2号線の金田口から北に上がったところで、ちょうど金田の半鐘台がある交差点、この両サイド、それと噂島団地の南側手のここについても毎年●●さんがきれいに耕作されていて、続いて耕作されることについて何ら問題ないと思います。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第13号・番号3及び4については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第13号・番号3及び番号4については許可されました。

続いて日程2議案第14号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局（片山 理恵君）

それでは、議案書5ページをご覧ください。議案第14号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてご説明いたします。

番号1について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は、早島字小山辺●●番●、早島字小山辺●●●番●、早島字小山辺●●●番●で、合計3筆で面積が5,029㎡で、農地区分は第2種です。譲渡人は早島町早島●●●番地●の●●●●さん、早島町早島●●●番地の●●●●●●さん、倉敷市船倉町●●●番地の●●●●●●さん、譲受人は倉敷市加須山●●●●●●の株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●●●●●●●さんです。

転用目的は自動車整備工場で、申請事由は「現在、倉敷市内でトラックの点検・整備事業を行っているが、需要増加による拡大に伴い自動車整備工場を増設するもの。」です。位置図は6ページです。

なお、本案件は転用面積が3,000㎡を超えているため、本委員会で許可相当と決定された後には、県の常設審議委員会へ諮問いたします。その後、別で申請中の開発許可申請と同日付で許可となりますことを申し添えます。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を8番 増田 利之委員からよろしくお願ひします。

8番（増田 利之君）

12月1日に現地確認を行いました。場所はカトーレック物流倉庫Ⅱ期の仮設現場事務所として使用されていた一角になります。この地域は地区計画を決定している地区で、耕作放棄地に現況はなっています。この申請地の隣地というのは農地に接してはいないんですけど、東西と南の3方向が水路で、南側と東側には道路を挟んで高梁川からの幹線、農業用水主要水路があり、金田、下野、畑岡、長津より町内へ供給されている主要な水路があります。計画では2棟の建物が建ち、排水、雨水については西側手の水路に合流するとは聞いているが、この周りのカトーレックと山陽新聞社、こういった土地というのが、地盤2mくらいは土を入れて道路よりは高くなっています。町道1号線の方はかわせていますけど、そういったことからこの現場は盛土をどの程度されるのか、それと自動車の整備工場ということなので雨水については、小さい池を設けてから合流というのはいいんですけど、油とかいろいろ、こういった事業をされるか把握できていないというか。今までだったら開発の時に地元説明会があって、いろんな情報を聞いて農業委員会で話が出来ていたんですが、今回農業委員会が先で地元説明会が後になっているので、私自身もちょっとどれだけ上げてどういう形状で水路の方に水が流れるかというところがわからないから、いいですよと言えないので、その辺を皆さんにどういう風にしていったらいいかお伺いしたい。

3番（林 正君）

●●●自体が整備工場はやってないだろう。この系統で羽島自動車かな、そこが整備している。販売店なのに整備工場という項目が乗っているが、●●●の社長が代表で羽島自動車を持ってくるのか。

8番（増田 利之君）

土木委員さんに聞いても、知らない。自治会長さんに聞いたら、山陽設計から挨拶があったので、地元説明会を行ってくださいと言った。今日の農業委員会までに情報を集めようと思っていたが、情報が集まらなくて。

3番（林 正君）

新たに整備工場をするならわかるが、●●●の整備工場としては今はないので移転ができない、ものがない。だから新たに整備工場を始めますという申請ならわかる。今整備を行っているけど狭いからというのは●●●がしてないから。●●●の系列の羽島自動車が整備をしているのであって、●●●が作るのか、オーナーになって羽島自動車を持ってくるのか、そこがはっきりわからない。狭いのは狭い。今羽島自動車は、VOLVOの販売店をしているから、大型の。天城の方にも車の置き場を作っているだろう。

事務局長（安原 隆治君）

造成につきまして、先ほど事務局の方から開発許可と同時許可という説明があったと思います。ですから造成の開発許可につきましてはその基準のもと造成はされます。今うちの農転が出ているものにつきましては断面図が一部添付されておりました、山陽新聞さんも土羽で高くなっていると思います。そういうような形で土羽をもって、西側は造成をするようになっております。それから、心配されていた雨水と汚水のことですが、ここは公共下水道の区域になっておりました、下水道法がかかっております。ですから、そこで出た汚水につきましては公共下水道に流す、雨水は調整池を経て水路に流すということで、その辺につきましては環境上下水道課の方で雨水と汚水の排水のことについては審査しますので、基本的に用水には雨水しか流れないというようなことになるかと思っております。それから今回の農転の中の申請理由を事務局より補足させていただきます。

事務局（片山 理恵君）

転用計画の補足をさせていただきます。今回提出された●●●さんは、VOLVOトラックや中古トラックの販売買取、各種車両の点検、整備を行っているトラックディーラーであります。需要増加に伴い既存の整備工場だけでは手狭となったため、業務拡大のために本社に近接した当該地に、自動車整備工場を増設したいと考えています。当該申請地は岡山市と倉敷市の間に位置しており、山陽自動車道、瀬戸中央自動車道、岡山自動車道といった交通高速網の結節点となる早島インターチェンジ及び一般国道にも直結し物流施設の拠点として最適な立地条件であることに加え、本社に近く本社から車両の移動を多く行う業務上についても適しております。また当エリアは早島町都市計画マスタープランにおいて、インターチェンジを活かした産業集積地を形成する区域として、新産業エリアに位置付けられており、令和3年には金田・下野南地区計画が決定され当該地における物流業務施設の開発が可能となりました。地元関係者、近隣住民の方にもご理解をいただくことができ、ここに申請する次第でありますのでよろしく申し上げます。以上です。

5番（安原 輝夫君）

こういう自動車整備工場が入ってきたら川へ油等が、いくら公共下水道へ流すといってもどうしても流れると思います。だからその辺はちゃんとしてもらわないといけない。ここは規模が大きい自動車整備会社なんですね。

3番（林 正君）

大型ばかりを扱っているから。でも●●●はしていない。●●●がしているといっているが。●●●も前は羽島中古車という名前だったけど、VOLVOの指定工場になって●●●に変えている。それで整備は茶屋町へ行く亀山の先かな、あそこで羽島自動車という会社がここの整備をしているわけ。だから会社が違う、羽島と●●●と。

●●●に吸収されたのかどうかはちょっとはっきりわからないけど、●●●自体はやってないから、嘘を書いている。だいたい新規に工場を始めるんだと書いているならいいが、今しているという書き方がちょっとおかしい。●●●自体はしてないんだから。

議長（日笠 太君）

その辺がちょっとおかしい。今増田さんが言われていたように、地元にもあまり説明をしていないようなことを言われていた。

3番（林 正君）

排水とかは、運輸局もかかわってくるので、整備工場としたら。油水分離槽を作らないと許可が下りない。整備工場として建てなければ、今度は運輸局の認可が下りない。だから、●●●がしますということじゃないと、今していますというのはおかしい。整備工場が●●●に変わっているならいいが、変わってないだろう。

事務局（片山 理恵君）

提出書類に書かれている目的は、自動車の販売修理というのは書かれていますので。

3番（林 正君）

修理を受けても、●●●がせずに羽島がしていたら●●●がしていることにはならない。

5番（安原 輝夫君）

廃油なんか流出したら途中で止まればいいけど、東の方へ流れてきたら困る。

議長（日笠 太君）

そういうことですね。油なんかどこへ行くかわからないから。

3番（林 正君）

今はあの洗車場でもいいようにしているから、昔と違って。昔はもう洗っぱなしで、油なんかみな水路へ流れてくるから。

事務局長（安原 隆治君）

運輸局の方でもあるかもしれませんが、下水道の町の方も基本的に蛇口から出たものは公共下水へ流さないといけないということになっていますから、当然このイメージだったら、油分と一緒に流れるだろうという中で言われるように油水分離槽とかをつけないといけないように、下水の方でもなっております。

3番（林 正君）

けど、油脂分離槽を通った水は下水道に行かなくてもいいのだから。

事務局長（安原 隆治君）

いえいえ、運輸局はそうかもしれないが、公共下水道の方では蛇口から出たものは下水に流ないといけないことになっていますから、そういう許認可が公共下水道の中でされることとなります。

1番（高島 正人君）

雨が降って車に当たって、車から油が染み出て落ちたらそれは普通に雨水で流れるということですよ。整備工場だったら結構油がそのまま流れたりして。

事務局長（安原 隆治君）

難しいところですが、基本的な検査とかをするようなところだったら、絶対グリーストラップに入れないといけないので。

9番（佐藤 周二君）

お隣の山陽新聞の印刷工場、さん太しんぶん館を7、8年前に審査しましたが、その時は確か2回目くらいでOKになったんじゃないか。農地転用だけが先行するものでもないし開発許可申請と同時並行でやらないといけないから。ましてや3,000㎡以上ですから、県の方へも持って行って説明をすれば、いろいろな質問が来ると思います。それに持ちこたえられるだけの資料整備がひとついるのではないのでしょうか。現状確認と合わせて。さっき林委員が言われていた、どっちが会社を持っていて売っているのは違うとか、あくまで権利関係を明らかにしたうえでもう少し資料整理がいるのではないかと、税務関係を見てと思います。

議長（日笠 太君）

今林さんが言われたように、実際にするものと名前だけのものと、おかしな話になってくる。そこをはっきりしないと前に進まないと思います。

3番（林 正君）

今しているというのがおかしい。整備とか受けても●●●はしてない。受付は●●●がしても整備工場は羽島自動車が行っている。その羽島自動車が行くんだとか、●●●が新たにここに整備工場を持って行くんだとかいうふうに名乗らないとおかしい。この文書の始まりがおかしいから。するのはいい。規格に合えばできることだが、言い方がおかしいなど。

議長（日笠 太君）

1番と2番が入れ替わっている格好だ。

3番（林 正君）

そうそう。だから今の羽島が●●●の工場になっていけば問題ないと言えるが、羽島自動車が●●●じゃなかったら、●●●がしているというのが言い方がおかしいと思います。

5番（安原 輝夫君）

今の段階ではここでできないのか。

3番（林 正君）

できます。調整区域なのでサービス業だったらできる。面積が何㎡か規格があるから、そこはちょっとわからないが、農用地ではできないが、調整区域はサービス業はできるが、規模は限られる。だから何回かに分けて大きくする。だから日野自動車は貯水槽がいるから工場と駐車場を2回に分けて造成した。そうしたら雨水の貯水池がいないから。またあそこは工業地帯だから何でもできる。調整区域はサービス業なら業種によって規模が決められている。

9番（佐藤 周二君）

もとは2種農地だから。

3番（林 正君）

倉庫を立てる地区だと早島町が決めているから、そういう関係で大きくてもいいということなのか、それは県の決めていることだから、したらいけないとは言えないけど、名乗り方がおかしいと言っている。

9番（佐藤 周二君）

だからその辺を確認してもらえばいいわけですね。

3番（林 正君）

●●●さんが整備工場をどこでしているのか確認をとっていただければいい。現在していると書いてあるので、してないのにしてると言ったらちょっと言い方がおかしいですよということを確認してもらった方がいい。

9番（佐藤 周二君）

それと全体計画をいくらか明らかにしたうえでこの農地がいるんだと、何か説明が要りますね。

10番（片岡 正夫君）

2点問題が出されましたが、先ほど事務局から説明があったように●●●という会社が定款の中に整備工場もできるような定款になっていて、すぐに林委員の言われる書き方の表現を確認するのが1点と、それからもう一つは油の問題。ですから開発を同時進行する以上は、その開発の図面もきっちりと農業委員会へ見せていただいて、油と雨水と水道の汚水との系列をはっきりさせてもらってもう一度審議したらどうでしょうか。

議長（日笠 太君）

事務局、今言われたようにもう一度練り直しということでよろしくをお願いします。これは一応保留ということで。

5番（安原 輝夫君）

いくらかは流れる。

10番（片岡 正夫君）

口頭で聞くだけではなくて、きちんとした図面を見せていただいてから決定すればいいんじゃないですか。

3番（林 正君）

油水の分離槽がなかったら運輸局の許可が下りない。三層絶対いる。油水を分離するのに。で、最後のは油気がないから、下水道へ行かなくてもいいはずだ。だからみんな下水道へ抜いていない。けど分離槽をちゃんと管理しないから油がそのまま流れてきている、水路に。だから管理をちゃんとしないといけない。一番の油を取り、泥を浚えていく。

議長（日笠 太君）

では、保留ということでお願いします。

続きまして、番号2を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（片山 理恵君）

それでは議案書7ページをご覧ください。議案第14号・番号2についてご説明いたします。権利の種類は賃貸借権の設定です。農地の所在は、早島字下野●●●番●、早島字下野●●●番●、早島字下野●●●番●、早島字下野●●●番●、早島字下野●●●番●、合計5筆、面積が7,048㎡、農地区分は第2種です。貸付人は早島町早島●●●番地●の●●●●●さん、早島町早島●●●番地●の●●●●●さん、早島町早島●●●番地●の●●●●●さん、倉敷市水江●●●番地●の●●●●●さん、借受人は東京都江東区枝川●丁目●●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●●

●さんです。

転用目的は露天駐車場で、申請事由は「近接地の既存物流センターに係る配送用トラック及び社員通勤車の駐車場として利用したいため。」です。位置図は8ページです。

なお、本案件は転用面積が3,000㎡を超えているため、本委員会で許可相当と決定された後には、県の常設審議委員会へ諮問いたします。その後、別申請中の盛土規制許可申請と同日付で許可となりますことを申し添えます。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を8番 増田 利之委員からよろしくお願ひします。

8番（増田 利之君）

12月1日に現地確認を行いました。場所はカトーレック早島物流倉庫Ⅱ期、そして現在工事中の町道1号線の東側手になります。現況は毎年耕作されている農地です。この申請地の東側手の道路の東側手に田んぼと温室ハウスがあります。そして南側手も耕作されている農地があります。水路については北側、西側、南側にあります。

ここでも同じように地元の説明会自体も私は聞いてなくて、昨日も現場を歩いて回っていたら、この一番カトーレック寄りの北側手、東の建物2棟ありますが、今ここはきれいに更地になっています。そこに看板が置いているんですが、その看板に工事着手予定が令和8年1月5日から5月29日、車両台数は大型トラック23台、中型トラック20台、小型トラック18台、乗用車40台。一番下には近隣説明会を行いますと書いてあるんですけど、いままで●●●さんについても、近隣説明会というのが事前にあってそのあと農業委員会に回ってきたから周辺がどういう風に整備されるのか分かるんですけど、ここも地盤を2mくらい上げていっているんで、この現状駐車場というのがどういう高低差になるのか、まして1号線からここに降りる道路の勾配がどういう形になるのか、この南側手が農地ですが、のちのち開発されるようなことは聞いています。だからそういう隣接関係。で、この農業用水が東西100mくらいあるので、そこを両サイド、土羽があつてのちのち水路の工事をするといったときに、重機をいれてするのは難しくなってくるし、どういうことになるか後々へドロとかそういったものも、今現在でここは水路幅もちょっと狭くて溜まっているんで、そういったのが、後処理、工事の後どういう風な形で対応をされるのか、町がされるのか施工業者の方がされるのか、そういったこともちょっと説明会等ないので、そういう面が。そして規模が大きいのでそういった説明を聞かないとなかなか判断しにくいなという風にここも思っています。以前●●●さんの方で1番この三番川用水、あれも道路に合わせて従業員用の駐車場を作られた時には水路より2mくらい、コンクリートで掃除ができるような形で、土羽で上げていっていたんでああいう風になれば後々そういった水路改修とか何かする時にはやりやすくなるなどは思いますが、ここ

もそういったことは聞いてないので、ここで説明しづらいなと思ってきたような次第です。

5番（安原 輝夫君）

ここは、これだけ開発するにあたって、地元の説明はないんですか。

8番（増田 利之君）

金田の自治会長さんが地元説明会をしてくださいといわれていて、土木委員さんに聞いたら変わられたばかりなのもあって知らない。ちょっと情報を集めて今日話ができたらいいと思っていたが、情報収集もできていない状態なので。こういう風になりますから大丈夫ですよ、と地元の人から聞かれても返事ができない。

3番（林 正君）

三番川までもうみんな売っている。田んぼを。カトーレックから三番川まで田んぼをみんな売ったり売る契約をしたり。だから、いずれ三番川まで全部こういったものが次々できる。

8番（増田 利之君）

普通は大規模開発とかそういうものがあれば、住宅地の場合なんかは水路とか、水路の付け替えとか、水路とか道路とかきちっと開発区域の中で全部きちっとした状態に完成するんだけど部分部分で出してくると、既存の道路とか水路とかいうのがなかなかおざりになって、町の方でここを地区計画に入れるんだったら、水路はこうします、道路はこうします。で、企業にそういった負担をしてもらう。利益は乗ってほしいなと思うんですけど、なかなか。だから後々どういう風になるのかなというのが個人が心配だなと思う次第です。

5番（安原 輝夫君）

心配だな。そういうことでやってしまったら。

8番（増田 利之君）

現況で残すのがちょっとそういう対応がされればいいけど、そういったことはどこでもあるだろうとは思いますが、住宅地なんかでも昔の農業用の杭を打ったりして、いろんな形でされている。結局建物が建ったら、それがすえてきたりして。

5番（安原 輝夫君）

ここは水路をそれでいいように加工できるのか。

8番（増田 利之君）

そういう風なことを説明会があったら聞けるんですけど。

3番（林 正君）

この辺は全部田んぼはなくなるから。

8番（増田 利之君）

まあ、農地には影響はなくなつては。ただ、残してされている方には、もうだいぶヘドロがたまっているから、それで造成して土が崩れたとかになったら、多くの農地の方に水がいかないとかね。

5番（安原 輝夫君）

今現在でも稲を作っているかどうかかわからないが、相当排水が悪いだらうこの辺は。

8番（増田 利之君）

そうですね、幹線というか、あつちはヘドロをあげたり、去年2月、3月にはあげているからいいんだけど、分岐している細いところにヘドロが溜まったりとか。

5番（安原 輝夫君）

機械なんかぬかるわな。

8番（増田 利之君）

水はけが悪かったら。だから金田の方でも、山の池がかりの水を使って田をされている方というのは、だんだん畑にされたり、ちょっと変わってきてますよね。

1番（高嶋 正人君）

駐車場って調整池みたいなのは作ってくれるんですか。

事務局（片山 理恵君）

調整池はここは露天駐車場なので作るようになっていないです。

1番（高嶋 正人君）

保水力は落ちるということですね。

事務局（片山 理恵君）

そうですね。雨水排水についても敷地いっぱいには側溝及び集水枿を設けて調整すると。

1 番（高島 正人君）

多分 2 m くらい上げるんですね。

3 番（林 正君）

2 m くらい上げないと貯水タンクをするにしても、掘らないといけないので掘ったら残土がでる。2 m くらい上げたら堤防を切っても浸からない。だから 2 m くらい上げる。それから地下タンクをするのに掘り下げなくていい。掘ったらみんな残土がでる。上げればその分だけ残土が減るから。

1 番（高島 正人君）

どれくらいの面積で建物を建てれば、自動的にタンクをつけないといけないのか。

3 番（林 正君）

開発面積で何 m² 以上は地下タンクをつけるというのは県か何かの決まりがある。

8 番（増田 利之君）

それは建物でも。

3 番（林 正君）

建物でも駐車場でも。

1 番（高島 正人君）

このくらいじゃいらないうことですか。

こんなのばかりやられたら全然柵なしで全部川に流れる。

3 番（林 正君）

自分の面積だけの貯水だけ、川の貯水じゃないから。なくても一緒です。雨が降ったら今でも流れていくから。それをいっぺんに流さんようにというけど、する意味もない。埋める前でも雨が降ったら流れているんだから。埋めていても雨が降ったら流れていくんだから一緒だけど、結局そういうことをして、資材とか何かしらのお金が回る、それが目当てだから意味のないことをしている。ハローズでも、タンクをしているが、いつも川へ抜いている。でも最初にした人は、流れてきた水をためると思っていたらしい、それはない。自分の敷地の水を一か所に集めて川へ一か所で落とすというだけのこと。それが最近分かってきているけど、最初は大雨が降ったら地下タンクがあるから、川の水をそこに貯めて行くと思っていたらしい。下のものは関係ない、ものができても。上の人が堤防をされているのと同じだから、埋立したら。だから大池の方でも大雨が降ったら昔より浸かりやすくなっている。堤防されているから。でもするなというわけにいかないから。許可が降りたら文句は言えない。

10番（片岡 正夫君）

雨水問題については、貯水池は設けなくてもいい施設なので、仕方ないと思うんですが、農業委員会として一番の問題は、地上げをされた時に水路をどうやって保全していくかというのが一番の問題であって、水路問題について役場の方が開発の話の中でもっと煮詰めていただいて、土羽で仕上げるんだと思いますけどそこを将来的に町が工事をするとき、工事ができるかできないかということも含めて、町の方で開発の協議をもう一度よくしていただいて、それを農業委員会に報告していただくということがよろしいんじゃないでしょうか。

3番（林 正君）

ここでもだいたい縦の川しか使わない。横はただ繋いでいるというだけで。たての川が南の大きい川に流れて。

10番（片岡 正夫君）

でもその繋いでいるところも将来的に工事ができなかつたら困るなどと思って。だからそこらへんがどういう施工計画なのかということをよく業者の方から聞いていただいて報告を受けるという。

3番（林 正君）

結局埋めたらここから上の金田の方に水が溜まるようになる。下へは問題ないから。結局雨が降ったのが、結局埋めた方がいいかもしれない、下のものはいっぺんに来ないから。けど、埋めたところから上の方は水位が上がるから、大雨が降った折に。だからこないだハローズが次の工場をするといった折も、もう今はだいたい埋めているから堤防をされているようなものだけど、下のものに説明をしっかりとったけど、下のものは今の状況より良くなるかもしれない、水が来ないから。それより北のものにしっかりと説明をしないとイケないというのに誰も聞きに行っていないという。

10番（片岡 正夫君）

ですから今回のこの件も前の議案と同じで、今回保留にしてもう一度検討していただくとか、それともこのまま許可を出すのか。私は前と一緒によく話を聞いてからの方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

9番（佐藤 周二君）

農地の開発を伴う場合には、必ず弊害が出るんですどうしても。それを最小限に抑えるのが第一で。あと周りが土地を売ったり、百姓をやらないんだと言ってもまだ農地である以上、農地として機能が確保できるような用配水路だけは必ず現状維持させるとか、それが大原則なんですけどそこらへんがわからない。これじゃわからないので、わかるような整理がいます。

議長（日笠 太君）

今、片岡委員や佐藤委員が言われたようにこれも保留ということでよろしくお願ひします。

それではその他について、事務局から説明をお願いします。

事務局（片山 理恵君）

本日お配りさせていただいた資料をご覧ください。次回の農業委員会は1月9日、金曜日、16時からを予定しております。場所は早島町役場消防機庫2階の会議室です。また議案書を送付いたしますのでご確認ください。

なお、農業委員会終了後には新年会の開催を予定しております。会議終了次第バスにて会場へ向かう予定としておりますので、開催場所が決まり次第ご連絡させていただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局長（安原 隆治君）

今回保留となった2件でございますが、事務局としてももう少し皆さんに説明する資料があった方がよかったと思います。通常のこれまでの議案書だけでは、皆さんに吟味していただくような状況ではなかったと思います。いろいろとご迷惑をおかけしました。申請者の方にも事務局への資料提供を求めてなかったのが、次回計画図とか、今日いただいた意見を反映させた資料をお願いしたいと考えております。ご指摘の通りお配りした資料だけでは水路がどうなるのかとか、工場なんかで車の油がとか、もっともなご意見でございます。そういったことが事務局の方が事前に申請者を指導できなかったというところで大変ご迷惑おかけしました。引き続きまたご指導よろしくお願ひします。

議長（日笠 太君）

以上で、本日の議案は全て終了しました。

令和7年第10回早島町農業委員会を閉会いたします。